

議案第 99 号

議決第 号

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例の件

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定
に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）11月27日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
22年始良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月
1日から施行する。